

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業活動におけるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの思想に加えてCSRなどといった企業としての社会貢献や社会的責任、役員及び従業員個人の倫理についての考え方を重視しております。これらの考え方を含め、社会に適應した企業経営を実施するための企業体質を構築することがコーポレート・ガバナンスであると位置づけ、全社をあげて取り組むべき課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則(5項目)を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
キャリアバンク株式会社	410,200	51.21
佐藤 良雄	89,800	11.21
熊谷 浩二	36,000	4.49
目時 伴雄	33,800	4.22
稲熊 章男	23,200	2.90
山鹿 時子	14,000	1.75
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	12,200	1.52
加藤 徹嘉	10,000	1.25
中瀬 浩一	8,700	1.09
加藤 憲一	7,000	0.87

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	キャリアバンク株式会社 (上場:札幌) (コード) 4834
--------	--------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	札幌 アンビシャス
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社との取引条件については、その他の取引先と同じく、市場価格や受託業務内容を鑑みたうえで合理的に決定しており、全て適正価格で取引を行っております。また、取引継続に当たっては、年度ごとに取締役会での承認を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社であるキャリアバンク株式会社は、当社議決権の51.21%を保有しております。また、当社は、キャリアバンクグループの中で、ペイロール事業として主に給与計算受託業務を行う役割を担っております。

キャリアバンク株式会社は、連結経営管理の観点から「関係会社管理規程」を定め運用しておりますが、その目的はグループ各社の独自性と自立性を維持しつつ、グループ全体の企業価値の最大化を図ることにあります。当社も同規程の適用を受けておりますが、取締役会決議事項の親会社等による事前承認は求められておらず、当社の経営に関しては、独自に意思決定しており、上場会社としての一定の独立性を確保しております。当社はキャリアバンク株式会社とは競合関係にありませんので、同社に指示を仰ぐことや、判断を求めることは基本的にありませんので、当社の独立的経営が維持され且つグループ会社としての事業計画の達成と業績報告等を実施することによりその責務を果たしております。

また、当社が親会社であるキャリアバンク株式会社からの独立性を確保するために、取締役、監査役及び従業員の構成人員の中にキャリアバンク株式会社との兼任者、出向者はおらず、当社の経営に関する意思決定は取締役会により当社で独自に判断実施しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
水江 司二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水江 司二		水江司二氏は、2016年まで株式会社セゾン情報システムズの取締役を務めておりました。同社(2016年にBPO事業を分社化し、現株式会社BBSアウトソーシングサービス)と当社の間には、同社のASPシステム利用の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外取締役である水江司二氏は、BPO事業の経験を当社経営に取り込む他、他社での経営手腕、実績を評価して社外取締役に選任しております。同氏は、現在及び過去において、札幌証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携につきましては、四半期ごとに会計監査人との意見交換の場を設け、会計に関する事項はもちろん幅広く諸事項について会計監査人の意見を聴取するとともに必要に応じて意見の調整を図り、緊密な連携関係の構築を図っております。内部監査部門との連携につきましては、監査計画案についての意見交換、監査上の指摘事項、改善状況及び内部統制システムの運用状況等について、相互に共有を図っております。

また、監査役会として、会計監査人及び内部監査部門と緊密な連携を構築することにより、適切な三様監査体制を維持しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 董和	他の会社の出身者													
井上 晋一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 董和		小林董和氏は、2008年までつうけんビジネス株式会社の代表取締役社長、2013年までつうけんビジネス株式会社の取締役会長を務めておりました。同社と当社の間には、同社から事務備品購入の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役である小林董和氏は、他社での会社経営及び業務経験を生かし、客観的中立の立場から会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを監視できる立場にあること、また、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

井上 晋一	井上晋一氏は、過去に、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに籍を置き、一時期(2008年から2011年まで)、当社の会計監査業務を担当していましたが、退職後約6年が経過しております。また同氏は、井上晋一事務所の代表を務めており、同所と当社の間には、同所への事務委託の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役である井上晋一氏は、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役に選任しております。同氏は、現在及び過去において、札幌証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準のいづれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や意識を一層高めることにより、当社の企業価値の向上を図ることを目的とし、取締役に対し、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役、監査役及び従業員等を対象に、業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的とし、過去の会社への貢献度及び将来への期待度を基準として付与数を決定し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第20期(2017年3月期)における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は以下の通りです。

取締役3名 27,261千円

監査役2名(社外監査役除く) 4,290千円

社外役員1名 273千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成9年3月31日開催の創立総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、経営内容、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。なお、取締役の報酬額は年額80,000千円以内、監査役の報酬額は年額20,000千円以内となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは当社管理部が行っております。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。常勤監査役から他の社外監査役に対しては会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っております。これらにより、社外役員が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2017年6月23日開催の当社第20期定時株主総会において、監査役会及び会計監査人を設置いたしました。

現在の企業統治の体制は以下のとおりであります。

(取締役会) 当社の取締役会は、4名(うち社外取締役1名)により構成されております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項を決議し原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催してまいります。

(監査役会) 当社は、監査役制度を採用のうえ、監査役会を設置しており、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会は定期的に開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催してまいります。監査役は取締役会に出席し、その内容と結果について監査を行い、取締役の職務執行を監査してまいります。なお、監査役は内部監査及び会計監査人と相互に連携して、内部統制を管理してまいります。

(内部監査) 内部監査は、代表取締役社長直轄の社長室(1名専任)が内部監査規則に基づき各部門の内部監査を行い、社長室の内部監査については管理部が行っております。

(リスク管理委員会) 当社は、リスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は代表取締役を委員長とし、四半期に1回開催してまいります。

(会計監査人) 当社と有限責任監査法人トーマツとの間では、監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けてまいります。

(顧問弁護士) 当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、必要に応じて顧問弁護士に相談し、アドバイスを受けております。

(監査役の機能強化に係る取組み状況)

監査役から要請がある場合は、その職務を補助すべき使用人を配置させることとしております。また、監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる体制をとっております。

(責任限定契約)

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当該定款に基づき、社外監査役小林董和氏及び井上晋一氏と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営の健全性、透明性を高め、経営スピード及び経営効率を向上させるため、現状の体制を採用しております。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2017年6月23日開催の当社第20期定時株主総会において、監査役会及び会計監査人を設置いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の株主総会における招集通知発送に関しまして、株主総会開催日の18日前に発送しております。(法定期日の4日前発送)
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けには、定時株主総会後に会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けには、定期的な開催は予定しておりませんが、札幌証券取引所主催による合同会社説明会への参加等、今後も積極的に開催してまいります。 2017年3月期におきましては、2016年6月3日札幌証券取引所主催の合同会社説明会へ参加いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトに投資家向け情報ページを設け、適時開示情報や会社説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、管理部においてIR活動を行っております。また、開示事項の精度向上に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業行動規範を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業行動規範において、常に環境保護の重要性を認識し、事業活動のすべての局面において環境に関する条約・法令等を遵守し、地球環境保全のための努力を継続的かつ着実に推進することを宣言しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に従い、以下の体制を整備しております。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社及び子会社は、経営方針のひとつにコンプライアンス(法令遵守)及び倫理的行動を掲げており、全役員並びに使用人に対して、研修等を通じて法令遵守や行動規範の周知徹底を図り、「コンプライアンス規程」及び「企業行動規範」に則った企業活動を行う。
 2. 内部監査部門は、各部門の業務が法令及び定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査し、社長に報告する。
 3. 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づく内部通報制度を確立する。
 4. 企業活動上求められる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを目的とし、コンプライアンス委員会を設置している。
- (2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定又は取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議規程」、「職務権限規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議書を作成し、適切に保存・管理する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 「業務分掌規程」、「職務権限規程」、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃をする。
 2. 自社情報、顧客情報、個人情報等の各情報管理の徹底を図るとともに、漏洩対策にも積極的に取り組み、IT技術の進歩に合わせたセキュリティ体制構築を継続して確立する。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、子会社においては、必要に応じて適宜開催している。
 2. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しているが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとする。
- (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、子会社は当社へ定期的に報告し、又は事前協議を行う体制を構築している。
 2. その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部監査部門から定期的に内部監査を受けており、法令、定款及び社内規程に合致しているかの監査を受けている。また、子会社に対しては、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施している。
- (6) 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員を配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
上記の使用人の人事、評価等については、監査役の意見を聴取し、尊重する。また、監査役より要請のある場合、上記の使用人は監査役の指揮・監督のもと、監査役の指示業務を優先して行うものとする。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制
 1. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人等は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査役に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務遂行に関する帳簿及び書類等の提出や、状況説明をする。
 2. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき次に掲げる業務を行っている。
 - ・取締役会への出席
 - ・重要な決裁文書の閲覧と確認
 - ・取締役忠実義務違反の監査
 - ・期中及び期末会計監査
 - ・定時監査業務報告書作成、協議
 - ・次期監査方針、計画、業務分担の作成
 - ・計算書類及び附属明細書の検討並びに精査
 - ・監査報告書の作成、提出
 - ・取締役の職務執行が適法性を欠く恐れがないかの確認
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) 当社及び子会社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役による職務の執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合には、当該監査役職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ当社もしくは子会社はすみやかに支出する。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査役と代表取締役は適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
 2. 監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制評価基本規程」をはじめとする関連規程を整備・運用している。また、金融商品取引法で定める内部統制報告書の提出に向け、内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じ是正措置を実施する。また、子会社に関しても、当社の体制に準じて運用を行っている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

以下の体制を整備しております。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定して、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、反社会的勢力との関与、被害を防止するとともに、会社の社会的責任を果たすことを基本的な考え方としている。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 取引先等の調査を適宜実施し、反社会的勢力との契約を未然に防止している他、取引先等に反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は、契約を解除できる旨を契約書に明記して、反社会的勢力の排除を徹底している。
2. 管轄警察署、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を密にして情報入手に努めている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

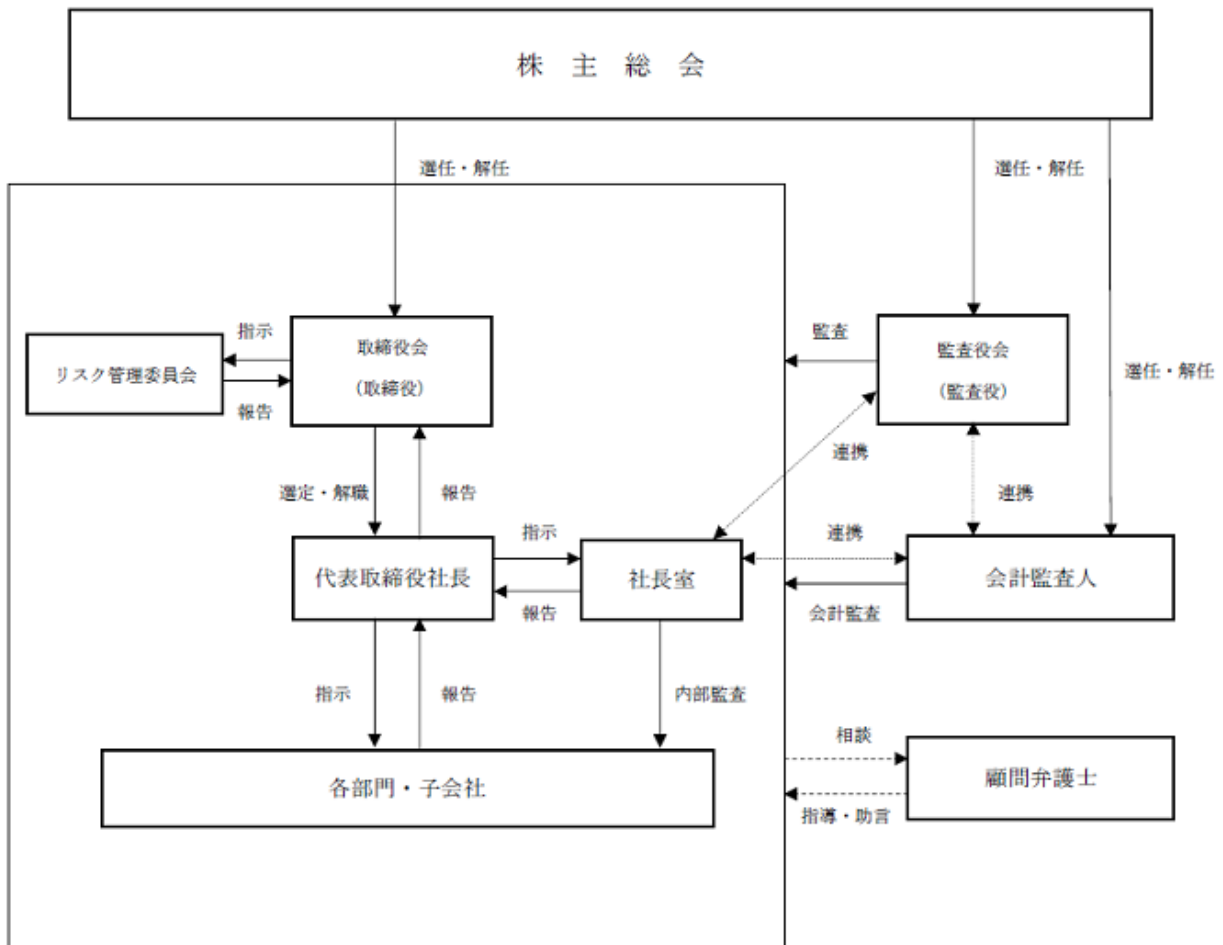
なし

該当項目に関する補足説明

当社では具体的な買収防衛策を導入しておりません。当社は敵対的買収への最良の防衛策は「企業価値の最大化」であると考えております。迅速かつ健全な経営により業績を向上し、市場における株価を高めることにより、時価総額を最大化させ、敵対的な買収を防止したいと考えております。

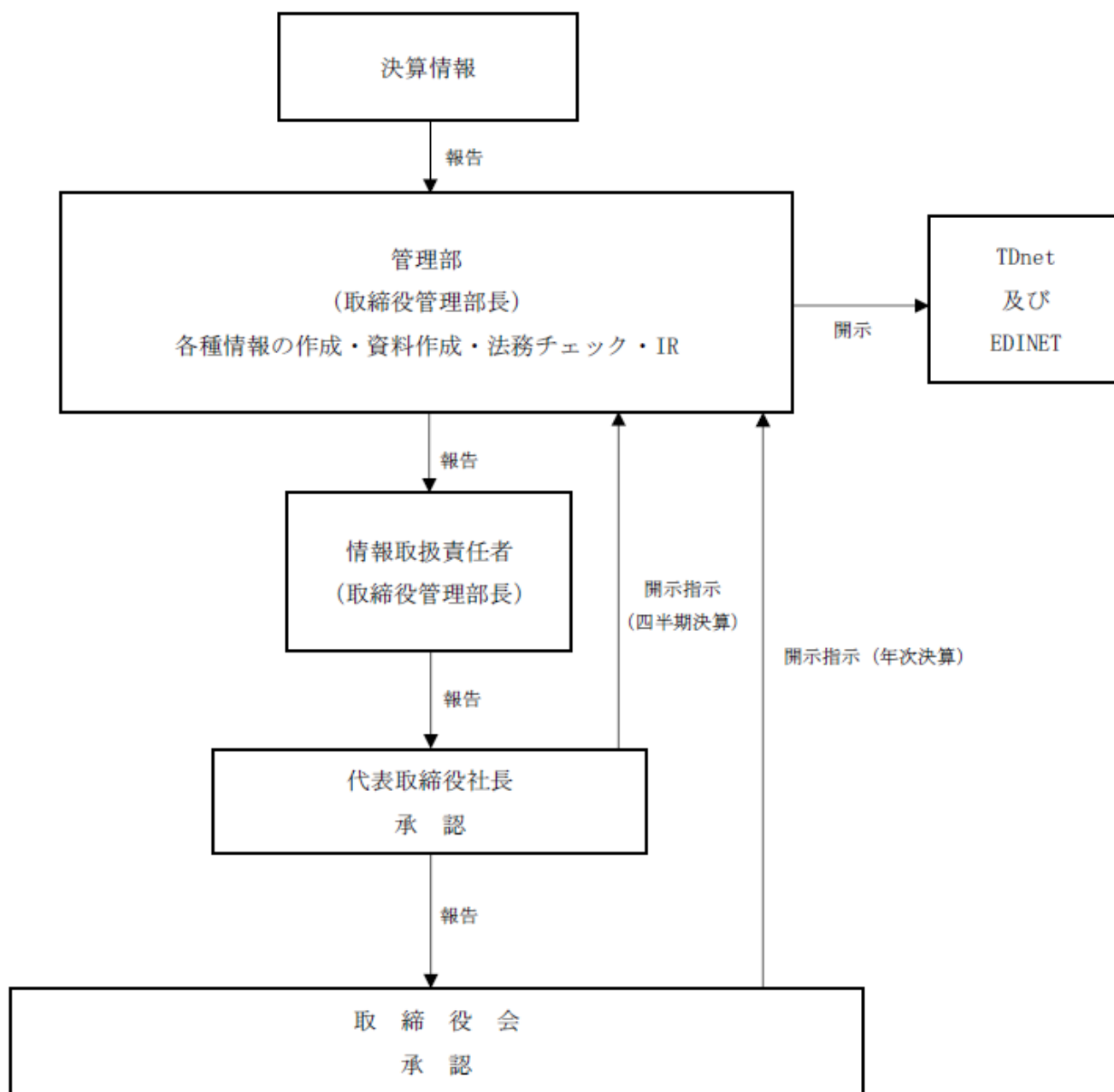
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



適時開示手続きに関する業務フロー図

<決算情報の場合>



<決定事実・発生事実の場合>

